

首都移転に NO!

～現実みのない首都移転～

首都移転に断固反対する会

Vol. 22

平成20年3月発行

今こそ首都移転問題に終止符を！

昨年12月、石原知事が福田総理と会談した際、総理から、「首都東京の活力の増進により日本の発展を促すため、都の重要施策に国は最大限協力する、そのため国と都の実務者協議の場を設ける」との提案がなされました。これは、首都東京の発展が日本の発展に不可欠であるという国の姿勢の表れであり、このことから首都移転の議論が過去のものであることは明らかです。

にもかかわらず、「国会等の移転に関する法律」が残置されているため、平成20年度の国の予算では、未だに「国会等の移転に向けた検討の推進等」に2億3千万円余りが計上されています。また、赤坂議員宿舎や文部科学省の新庁舎が完成し、議員会館の建て替えが始まるなど、国会等移転と相反する計画が着々と実行されており、国政を含めた国の対応は矛盾しています。

国と地方が膨大な長期債務残高（借金）を抱える今、地方は厳しい行政改革に取り組み、予算・人員の見直しを行っています。無駄な国の予算・人員をなくすためにも、「国会等の移転に関する法律」は廃止し、首都移転問題に終止符を打つべきです。



今号は、明治大学公共政策大学院教授の市川宏雄先生から特別寄稿していただいています。内容については次頁をご覧ください。



東京駅・有楽町駅周辺で進む都市開発（平成19年 春 撮影）

風化した首都移転論議と 国際競争力に耐える大都市政策

市川宏雄 明治大学公共政策大学院教授



首都移転に関する論議は既に化石化しています。17年前に移転の国会決議がなされた頃は、一極集中の弊害に対する不安感などから移転論議が盛り上がったものの、その後、移転すべき論拠がぶれたり、バブル経済の崩壊による財政の逼迫などにより次第に低調となってしまったのです。

戦後長い間、日本の国土全体を均質に育成する「均衡ある発展」という国土政策が実施されてきました。しかしこの政策は、国家が発展・拡大する経済成長が続くときのみ可能な国内的議論であることが、現在、明らかになりつつあります。

成熟社会、成熟型経済に移行するなかで、国際競争力で優位に立てるかの熾烈な状況下に置かれたこれからの日本にとって必要なことは、限られた資源を集中的に投下し、効率性の高い生産を行って成果を生み出すことです。それを最も効率的に、かつ最も多く生み出すことができる場所は東京をおいて他にありません。

日本は国際社会という弱肉強食の世界の中で、弱者救済のセーフティーネットを整備しつつ国際競争力を常に高めていかなければなりません。この視点で日本の大都市政策と国土のあり方を考えれば、化石化した首都移転問題に終止符を打ち、首都・東京の強化に早急に取り組むことが最優先の課題であることは明らかです。

衆・参両院において1990年11月に行われた「国会等の移転に関する決議」からもう17年以上が経ちます。その当時、移転論議が盛り上がりを見せたのは、日本経済がその頂点に向かっていった1980年代後半に、東京が国際金融センターとして世界の三極構造の一角を担い、ヒト・モノ・カネの東京への一極集中が激しく進んでいたからです。同時に地方の衰退が進み、一極集中の弊害に対する不安感が心理的に高まっていく状況にありました。国会決議の後、1992年には「国会等の移転に関する法律」が公布・施行され、1996年には改正法もできました。当時は、首都機能の地方分散がテーマとして受け入れられやすいタイミングでもありました。

しかし、バブル経済崩壊後の1990年代後半に向かって、その盛り上がりは冷や水をかけられ始めます。その一つが首都機能に移転すべきという議論の「論拠のぶれ」です。1990年の国会決議の論拠は、本質的には「東京への一極集中の是正」でした。ところが、1995年に阪神・淡路大震災が起きると、今度は「都市の脆弱性」が移転の論拠として強調され始め、たちまち移転の目的・論拠がぶれました。二つ目が、「公共事業に対する認識の変化」です。長引く経済の低迷が続き、財政に余裕がな

くなるなかで公共事業に対する社会の認識が変わっていきました。費用対効果を満たさない公共事業のあり方が問われ始め、「考えてみれば、首都移転も大規模な公共事業である」という認識が広がりはじめたのです。三つ目が反対意見の盛り上がりです。1999年12月に国会等移転審議会の最終報告の発表に合わせて、1万人都民集会が石原知事の音頭で行われ、反対論が一気に盛り上がりました。それまではあまり関心のなかった人々が興味を持ち始め、そっと、しかも着々と審議を進めてきた政府側の動きに目が注がれるようになりました。

「最先端の技術を使って都市を変える」はいいとしても、化石化してしまった議論や例えの中には、「日本は首都機能移転のたびに国家が蘇った」「アメリカのワシントンとニューヨークの例が参考である」など、時代背景や国家制度の異なる事例を挙げ、ことさら効用を強調するものもありました。

移転議論が消えつつあるなかで、あらためて東京という存在の意味を考えなければならぬ時代になっています。日本の国家運営は、都市部が稼いで、その稼いだ分を中央政府が国全体に還元するという仕組みで成り立っています。現在の日本経済を牽引する産業は、もはや第2次産業ではなく就業者数の7割近くを占める第3次産業に移っています。サービス業などは資源が集積している大都市に立地した方が効率的である一方、地方では第3次産業は成立しにくい状況にあります。

産業構造の変化が進んでいるにもかかわらず、地方には自立的な産業が発展しないまま、国からの地方交付税や、国庫補助金等によってなされる公共事業に頼るという構図が固定化してしまったのです。そこには受益と負担という真剣な議論がありませんでした。しかも、バブル経済の破綻によって稼ぎ頭である東京の稼ぎが減り、地方への還元も減るという事態になったのです。

20世紀と21世紀では、価値観が変わりました。人びとの考え方や政策が変わり始めた背景には日本が発展型経済から成熟型経済に移行していることがあります。発展型経済の思想の下で意味をもった分散政策や均衡ある発展という考え方は、成熟社会に移行していくなかで存在意義を失いつつあります。これからの時代、首都の機能や都市部と地方の関係を議論する場合には、社会・経済、人びとの価値観が変わったことを前提に議論しなければなりません。

そこで必要なことは、限られた資源を集中的に投下して、効率性の高い生産を行い、成果を生み出すことにあります。これからは労働力が減ると予想されるなかで、国民が生み出した成果としての付加価値を高めるしか国の豊かさを維持する方法はありません。付加価値を最も効率的に、かつ最も多く生み出すことができる場所は東京しかありません。戦後の分散政策がなぜ現実のものとならなかったのか、なぜ東京への集積がますます進むのかを冷静に判断することが不可欠なのです。

国の計画策定への対応

国土形成計画に首都機能移転についての記述を残そうとする国土交通省に対し、東京都単独及び八都県市共同で、策定中の国土形成計画に「首都移転を盛り込まない」旨の計画提案を提出しました（平成19年1月）。

これらに対する国土交通省の回答は『『国会等の移転に関する法律』に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていく』というもので、国会で検討がなされていないという現実を無視した内容でした。

こうした国の姿勢を不服とし、東京都及び八都県市では、国に対して改めて意見書を提出しました（平成19年6月：八都県市、平成19年12月：東京都及び八都県市）。

首都移転に断固反対する会 新規加入のお知らせ

新たに4名の国会議員の先生方にご入会いただきました。本会としては、移転が白紙撤回されるまで、断固として反対してまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。ご入会ありがとうございました。

自由民主党	丸川 珠代	参議院議員（東京選挙区）
公明党	遠山 清彦	参議院議員（比例区）
民主党	鈴木 寛	参議院議員（東京選挙区）
日本共産党	笠井 亮	衆議院議員（比例区）

※平成20年3月14日までにご入会いただいた先生をご紹介します。

首都移転問題関連日誌（19年3月～20年2月）

- ・ 国土交通省 「新時代」61号～63号を発行
- ・ 第167回臨時国会召集（19年8月7日）※
- ・ 第168回臨時国会召集（19年9月10日）※
- ・ 第169回通常国会召集（20年1月18日）※

※いずれも衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会を設置されず。

編集・発行 首都移転に断固反対する会

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都知事本局内

T E L 03-5388-2152

F A X 03-5388-1211

E-mail chijihon_syuto@section.metro.tokyo.jp

首都移転問題のホームページ

<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/chosa/syuto/>